

3 未利用エネルギーの有効利用

(1) 消化ガスの利用(日明浄化センター)

下水処理の過程で汚泥から発生する消化ガスはメタンガスを多量に含んでおり、1㎡あたり24MJの発熱量を持つ貴重なエネルギー源である。本市では下水汚泥燃料化の乾燥やガス発電(150kW)のための燃料として有効利用している。

(2) 自然エネルギーの利用(新町、日明、北湊浄化センター)

浄化センターの施設や敷地を利用し、太陽光・風力・小水力発電設備を設置している。

- 太陽光発電設備 新町(210kW)、日明(270kW)、北湊(97kW)
- 風力発電設備 日明(3kW)
- 小水力発電設備 日明(1kW)

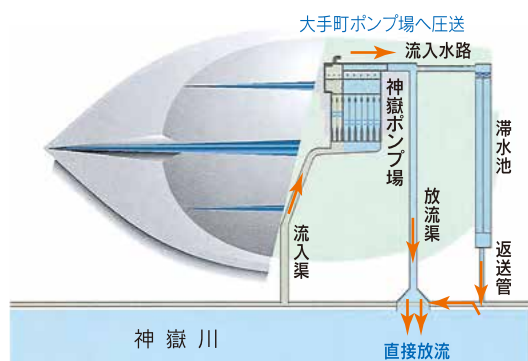
4 下水道施設の有効活用

(1) 浄化センター・ポンプ場の有効活用

浄化センターやポンプ場は、豊かな緑や水のある、都市内の貴重なスペースである。そのスペースをスポーツ施設や公園、広場として整備し、自然を体感でき、さらに水に関する遊びや学習・研究のできる場としての活用が計画推進されている。曽根浄化センターでは、一部を地区公園として市民に開放し、公園と下水道施設を一体的に整備している。

神嶽ポンプ場

平成10年秋にオープンしたメディアドームは、都市部に位置する北九州最大規模の全天候型多目的イベント施設である。その地下には、下水を強制的に送水するためのポンプ場「神嶽ポンプ場」と「雨水滞水池」が整備されており、神嶽川への汚濁水の放流を抑制している。

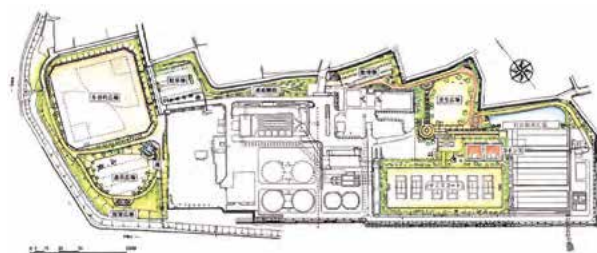


曽根浄化センター

「吉田太陽の丘公園」は、リサイクル資源を有効利用し、市民が下水道施設の循環システムを学ぶ環境学習の場となっている。

- 事業面積 約5.8ha
- 主要施設 [西側] 休憩舎、多目的広場、芝生広場、滝、駐車場
[東側] テニスコート、駐車場、芝生広場

吉田太陽の丘公園



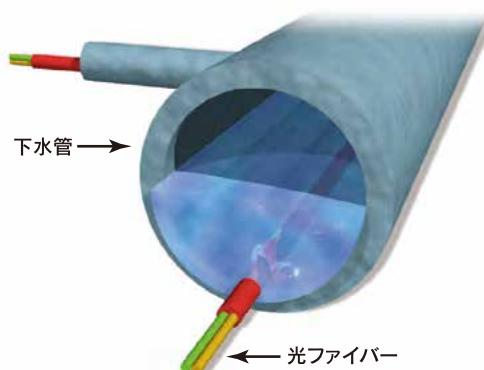
(2) 下水管の有効活用

平成8年度に規制緩和の一環として下水道法が改正され、下水道管理者以外の者が下水管内の一部を利用することができるようになった。これは、高度情報基盤の整備を促進するため、通信事業者等が行う光ファイバーの設置に下水管を開放し、地下空間の有効活用を図ろうとするものである。

本市でも、平成11年4月に関係規則等を整備し、通信事業者等へ下水管の有効活用を呼びかけている。

その結果、これまでに約11kmの光ファイバーが下水管を利用して設置された。

光ファイバー網の整備



下水管にケーブルを布設することにより、マルチメディア社会に対応した情報通信網の構築を可能にする。